

公共サービス改革法に基づく「消費動向調査の実査業務 一式」の 落札者の決定について

平成 25 年 4 月 12 日
内 閣 府

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行った「消費動向調査の実査業務 一式」については、次のとおり落札者を決定しました。

1 落札者の名称：一般社団法人 新情報センター

2 落札金額：299,985,000 円（消費税込み）

3 総合評価点 180.95 点

総合評価点（300 点満点）= 技術点（200 点満点）+ 価格点（100 点満点）

4 落札者決定の経緯及び理由

「消費動向調査における民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（4 社）から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、いずれも評価基準を満たしていた。

価格点については、平成 25 年 2 月 25 日に開札し、予定価格の範囲内であった 1 社を落札者とした。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

本事業の実施にあたっては、業務ごとの責任者 4 名と統括責任者 1 名を含め 15 名の業務担当者を配置し、これらで構成される「消費動向調査実施本部」を設置する。実査は、調査員の管理、調査進行管理を行う「管理部」の下、東京本社・地方 13 支社局の担当者、及び本社直轄の 17 指導員を拠点とし、それぞれが管理・指導する全国 336 人の調査員により行う。

各工程の実施作業フロー、作業責任者を明確にし、スケジュールに沿って着実に業務を実施する。平成 25 年度からの調査方法変更への対応策としては、調査員に対する説明会開催や指導の徹底、新規調査世帯への調査の依頼・調査票配布・回収の工夫などにより、各月で 60% の回収率の確保、調査結果の質の維持を図る。